

令和5年度
第2回 文京区基本構想推進区民協議会
基本政策2
「健康で安心な生活基盤の整備」

日時：令和5年10月20日（金）

18時31分～20時32分

場所：文京シビックセンター24階 区議会第1委員会室

文京区企画政策部企画課

第2回 文京区基本構想推進区民協議会
基本政策2 「健康で安心な生活基盤の整備」
会議録

| | | | | |
|------|---|---|----|-----|
| 「委員」 | 会 | 長 | 辻 | 琢也 |
| | 委 | 員 | 柴崎 | 清恵 |
| | 委 | 員 | 白土 | 正介 |
| | 委 | 員 | 石樵 | さゆり |
| | 委 | 員 | 武長 | 信亮 |
| | 委 | 員 | 小沢 | 勉 |
| | 委 | 員 | 田辺 | 里美 |

| | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「幹事」 | 企 | 画 | 政 | 策 | 部 | 長 | 大 | 川 | 秀 | 樹 |
| | 福 | 祉 | 部 | 長 | 竹 | 越 | 淳 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 「関係課長」 | 福 | 祉 | 政 | 策 | 課 | 長 | 木 | 村 | 健 | | | | | | | |
| | 高 | 齢 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 瀬 | 尾 | かおり | | | | | | | |
| | 地 | 域 | 包 | 括 | ケ | ア | 推 | 進 | 担 | 当 | 課 | 長 | 木 | 内 | 恵 | 美 |
| | 障 | 害 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 橋 | 本 | 淳 | 一 | | | | | | |
| | 生 | 活 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 渡 | 部 | 雅 | 弘 | | | | | | |
| | 介 | 護 | 保 | 険 | 課 | 長 | 阿 | 部 | 英 | 幸 | | | | | | |
| | 国 | 保 | 年 | 金 | 課 | 長 | 中 | 島 | 一 | 浩 | | | | | | |

○**社会長** それでは、定刻を過ぎましたので、令和5年度文京区基本構想推進区民協議会を開催します。

本日は、基本政策2ですね。「健康で安心な生活基盤の整備」の2回目の会合となります。

最初に、委員の出欠状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**大川企画政策部長** 改めて、こんばんは。企画政策部長の大川です。よろしくお願いいたします。

委員の出席状況ですけれども、小沢委員がまだ見えておりませんが、欠席の連絡が入っておりませんので、後ほど来られるかと思っております。

幹事のほうの出席ですけれども、幹事については審議に関係のある部長としております。本日は竹越福祉部長が来ています。また、鈴木地域包括ケア推進担当部長については欠席という形になっております。その他、関係課長にも出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただければと思います。

本日、席上のほうで配付しております資料が、次第と座席表となっております。また、事前にお配りしてお持ちいただいている資料については、「文の京」総合戦略の冊子、それと資料第5号、令和5年度戦略点検シート、資料第6号、令和5年度行財政運営点検シート、資料第7号、次期「文の京」総合戦略（骨子及び主要課題（案））、それと「戦略シート」主要課題（案）一覧となっております。

お手元に資料がない方は挙手にてお知らせ願えればと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後に、発言の際はお手元のマイクのスイッチをオンにしてからご発言いただければと思います。発言後はマイクのスイッチをオフにしてください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**社会長** それでは、本日の審議に入ります。

前回の主要課題の審議の続きということになりますが、前回、少し予告しておりましたが、今回は少し審議件数が多くなっております。主要課題で14から25まで、それから行財政運営について幾つかの項目があります。これらについて議論をします。

終了時刻としましては、前回と同じ8時半を予定しておりますので、この審議時間をめどに積極的な早めのご発言をいただければというふうに考えております。

また、説明者におかれましては、主要課題の数が多いということもあり、主要課題一つにつき3分程度の説明ということでお願いいたします。

進行方法としましては、担当部長による説明の後、委員の皆さんからの質疑応答という形で全体を二つに分けて進めていきたいというふうに思います。最初、前半は主要課題の14から20までになります。

この14から20までについて早速、関係部長から説明をお願いしたいと思います。説明を聞

いていただく際には、資料第5号、戦略点検シートの主要課題の該当ページをご覧いただきたいと思っております。次期戦略につきましては、資料第7号ということになります。

それでは、関係部長、説明をお願いいたします。

○竹越福祉課長 それでは、早速でございますけれども、主要課題の14番、介護サービス基盤の充実についてご説明します。資料第5号の50ページから53ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、高齢者施設・介護サービス事業所の整備及び介護事業従事者の確保・定着を掲げております。

事業としては、50ページから51ページに記載の5事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化といたしましては、令和3年4月の介護保険法の改正に伴う介護報酬の増額や、介護職員の処遇改善を図るため、収入を3%程度引き上げるための措置が実施されました。

また、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大により、介護サービスの利用実態に影響が出ております。

52ページをお開きください。

これまでの成果として、まず、高齢者施設・介護サービス事業所の整備を図るため、令和2年度に、第8期介護保険事業計画の策定に合わせて、介護基盤整備計画を整備いたしました。

また、旧区立特別養護老人ホームの大規模改修については、文京くすのきの郷において、居ながら改修を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設のPCR検査経費の補助を実施いたしました。

次に、介護事業従事者の確保・定着を図るため、介護施設従事職員住宅費補助事業については、宿舍借上げ支援事業の対象外の介護施設職員を支援することで、職員の定着に結びつく成果がありました。

また、令和3年度からは入門的研修を開始し、マッチングにつなげる取組を進めています。

また、シルバー人材センターが派遣する介護施設お助け隊について、介護施設における人手不足の解消に寄与しました。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の23ページの主要課題21として、介護サービス基盤の充実が掲載されています。

今後とも住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスを拡充するとともに、介護サービスの安定的な運営を支援するよう進めてまいります。また、介護サービス事業所におけるサービスの質の向上、若手職員の定着等に関する取組を支援し、介護人材の確保・定着を図ってまいります。

続きまして、主要課題No. 15、【地域包括ケアシステムの深化・推進①】在宅医療・介護連携の推進についてご説明いたします。資料の5号の54ページから56ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、在宅医療を支える多職種による連携体制の強化及び地域医療の推進を掲げております。

事業としては、54ページに記載の3事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、効果的な感染防止対策を講じてまいりました。

55ページをお開きください。

これまでの成果としては、まず、在宅医療を支える多職種による連携体制の強化を図るため、東京大学高齢社会総合研究機構と連携しながら、本区における24時間在宅ケアシステムの構築に向けた将来ビジョンの検討を行いました。

また、多職種ネットワークシステムについては、医師、看護師、介護士等の専門職の間で効果的な連携を図ってまいります。

次に、地域医療の推進を図るため、「文京かかりつけマップ」の改訂を行い、区民等に対して区内の医療機関や薬局の情報が幅広く周知するよう努めてまいりました。

また、地域医療連携推進協議会等において、区内医療機関それぞれの状況を共有してまいりました。引き続き、区民に切れ目のない医療を確保するための検討を行ってまいります。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号、18ページの主要課題No. 16として、在宅医療・介護連携の推進が掲載されています。

今後とも、在宅医療が必要な方に適切な医療サービスを提供するため、地域医療連携の更なる充実に努めてまいります。また、在宅で医療や介護を受ける方に、多職種による支援体制を強化してまいります。

続きまして、主要課題16、【地域包括ケアシステムの深化・推進②】認知症施策の推進についてご説明いたします。資料の58ページから59ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、本人や家族を支える地域のネットワークづくり及び切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくりを掲げております。

事業としては、58ページに記載の1事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化についてですが、令和3年4月に介護保険法が改正され、認知症施策の総合的な推進に関する事項が追加されました。

59ページをお開きください。

これまでの成果としては、まず、本人や家族を支える地域のネットワークづくりを図るため、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室等については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、感染対策を講じながら可能な限り実施し、認知症の本人や家族を支援してまいりました。

また、令和5年度からは高齢者あんしん相談センターや社会福祉協議会とともに、認知症の本人や家族のニーズと「チームオレンジBunkyo」サポーターをつなぐ仕組みの構築に取り組

んでおります。

次に、切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくりを図るため、令和2年度から「認知症と
もにパートナー事業」を開始し、認知症の早期の段階での支援につなげてまいりました。

また、令和3年度からは地区医師会や民間事業者との協働により、「認知症検診事業」を開始
いたしました。

さらに、令和4年度からはこの「認知症検診事業」にPFS（成果連動型民間委託契約方式）
を導入し、受託事業者の独自の取組を取り入れることで、より効果的な事業を実施いたしました。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の19ページの主要課題17番として、
認知症施策の推進が掲載されております。

今後とも認知症の本人や家族に対して、地域で支えるネットワークづくりを推進してまいりま
す。また、認知症が重症化する前に早期に適切な支援につなげる仕組みを整備してまいります。

続きまして、主要課題17、【地域包括ケアシステムの深化・推進③】介護予防・地域での支
え合い体制づくりの推進についてご説明いたします。資料の60ページから62ページをご参照
ください。

計画期間の方向性として、介護予防の推進・活動の場の充実及び社会的役割を担うことによる
生きがいを掲げております。

事業としては、60ページから61ページに記載の8事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化についてですが、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、高齢者
をはじめとして、他者と直接会う機会が限られることから、体力の衰えや気分の落ち込みが懸念
されてまいりました。

62ページをお開きください。

これまでの成果としては、まず、介護予防の推進・活動の場の充実を図るため、シニアのため
のフィットネス教室を通じて、約1,000人の方にフィットネス利用券を配付し、延べ6,0
00回の利用につながったことは、介護予防に取り組むきっかけに寄与することができたと思
っております。

また、フレイル予防プロジェクトについては、出張型フレイルチェックも本格的に導入するな
ど、より地域に密着した活動を展開してまいりました。

次に、社会的役割を担うことによる生きがいを図るため、フレイル予防プロジェクトで
は、区民ボランティアによるフレイルサポーターが一定の社会的役割を担いつつあります。

また、シルバー人材センターを通じた就業支援としての介護施設お助け隊は、高齢者の社会
参加の一助となっております。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の20ページの主要課題18番として、
フレイル予防及び介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進が掲載されています。

今後とも高齢者が生き生きと活動できる場の充実に努めてまいります。

続きまして、ちょっと駆け足で申し訳ありませんが、No. 18、【地域包括ケアシステムの深化・推進④】高齢者の居住安定の支援についてご説明いたします。資料の64ページ、65ページをご覧ください。

計画期間の方向性として、高齢者の住宅の確保・入居支援及び入居者の見守り体制の拡充を掲げております。

事業としては、64ページに記載の1事業を行ってまいりました。

65ページをお開きください。

これまでの成果としては、まず、高齢者の住宅の確保・入居支援を図るため、令和2年度より「すまいる住宅」に居住する高齢者を対象に、見守りサービスの提供を開始しました。また、家主や不動産事業者に対して高齢者の入居に対する理解を促すことを目的に、居住支援セミナーを開催するなど、事業の普及に取り組んでまいりました。

また、令和5年度からは「すまいる住宅」の登録における面積基準を18平方メートルから15平方メートルに変更し、より多くの住まいの確保に努めております。

次に、入居者の見守り体制の拡充を図るため、令和2年度より高齢者が入居する際は、緊急通報装置の設置やライフサポートアドバイザーによる生活相談を行ったり、居住支援法人との協力のもと、電球を使用した安否確認と居室内での死亡における原状回復費用の補償をセットにした見守りサービスの提供などにより、家主等の不安を解消し理解促進を通じて、高齢者の住まいの確保と居住の安定に努めております。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の21ページ、主要課題19として、高齢者等の居住安定の支援が掲載されております。

今後とも、民間賃貸住宅の家主や不動産事業者が持つ高齢者等の入居に対する不安の解消、理解促進を促すほか、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、見守り等の居住支援の充実に努めてまいります。

次に、主要課題No. 19、高齢者の見守りと権利擁護についてご説明いたします。資料の66ページから68ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、地域の見守り・支え合いの体制強化と高齢者の権利擁護の推進を掲げております。

事業としては、66ページから67ページに記載の6事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化についてですが、これまではコロナ禍により社会的つながりが減少して、地域での緩やかな見守り・支え合い機能の弱体化が懸念されてきましたが、令和5年5月から感染上の位置づけが5類となり、地域社会が日常を取り戻していく過程に入っております。

68ページをお開きください。

これまでの成果としては、まず、地域の見守り・支え合いの体制強化を図るため、様々な民間事業者と高齢者あんしん相談センターとの間で連携が図られることにより、見守り体制の着実な

強化につながっております。また令和3年7月より開始した高齢者等見守り安心電話事業により、高齢者の孤立化の未然防止や不安解消につなげてまいりました。

次に、高齢者の権利擁護の推進を図るため、社会福祉協議会に委託して、成年後見制度の利用促進を促す中核機関を設置し、法律・福祉の専門家による助言等の支援や、関係機関等の協力・連携強化を進める会議を運営してまいりました。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の22ページの主要課題20番として、高齢者の見守りと権利擁護が掲載されております。

今後とも、高齢者を地域で見守り、支え合う体制を強化し、適切なサービスにつなげてまいります。また、高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との緊密な連携を進めてまいります。

この項の最後に、主要課題の20番、地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備についてご説明いたします。資料第5号の70ページから72ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、地域の相談拠点の拡充による他機関のネットワークの構築と、「ひきこもり（8050問題）」の総合的な対策の推進を掲げております。

事業としては、70ページから71ページに記載の5事業を行ってまいりました。

72ページをお開きください。

これまでの成果としては、地域の相談拠点の拡充による他機関のネットワークの構築を図るため、地域福祉コーディネーターの活動をコロナ禍においても中断させることなく、居場所や身近な相談機能を継続してまいりました。

また、令和4年度に新たな居場所の運営を開始し、既存の居場所を含めて、地域に根づいた居場所として運営を継続しております。

次に、「ひきこもり（8050問題）」の総合的な対策の推進を図るため、区内の4地域ごとに支援関係機関で8050問題事例研究会等を実施し、支援者のスキルアップと連携強化に向けた取組を行ってまいりました。

令和5年度より、ひきこもりの方へのアウトリーチ支援を実施するための人材育成研修を行っております。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の17ページの主要課題15として、共生社会を目指した包括的な支援体制の強化が掲載されています。

今後とも、ひきこもり当事者等の心情に寄り添った、適切な相談支援につながる体制を強化する必要があると考えております。引き続き、関係機関と地域の担い手等に対する周知啓発を進めてまいります。

早口で失礼いたしました。説明は以上です。

○社会長 それでは、ただいまご説明のありました主要課題14から20ですね。これにつきまして、皆様からご意見、ご質問をお願いします。発言される際には挙手の上、マイクを使って、

発言の前にお名前を言ってください。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○石樵委員 社会福祉協議会の石樵でございます。よろしくお願いいたします。

私は主要課題20の、今、竹越部長のほうからご説明が最後にありました総合的・包括的な相談支援体制整備のところで、文京版ひきこもり総合対策についてお伺いしたいと思っています。

今年の3月末に内閣府から示されました15歳から64歳までのひきこもり当事者は推計146万人に上るということでしたが、一つの自治体人口に匹敵するような件数で、非常に深刻な事態であると感じております。文京区はひきこもり支援センターを早期に立ち上げておりまして、区内にまた先駆的に取り組んできた支援機関も、資源にも恵まれており、非常にひきこもり当事者と家族への支援が多様な角度から様々に取り組んでおられて、非常にすばらしいと感じているところです。

今後についてなんですけれども、ひきこもり支援については、そこに至らないための予防的な対策も必要であると感じておりますが、その予防的支援について、文京区の方角性を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○渡部生活福祉課長 生活福祉課長の渡部と申します。いつもお世話になっております。

ひきこもりの問題でございますけども、特に8050問題はこれからさらに高齢化が進む中で非常に重要な問題というふうに捉えてございます。委員のおっしゃったとおり、全国では146万人のひきこもりがいるということになっております。これを文京区のほうの推計に置き換えますと、大体約2,300人いらっしゃるという計算にはなります。

こちらの予防でございますけども、ひきこもりにつきましてはご存じのとおり、どんな方でもなる可能性があるということ、またその当事者の方を取り巻く状況というのは、100人いらっしゃれば100通りがあるということで、非常に予防というのは難しいところがあるというのは正直なところでございます。

ただ、今までの実績等を見ますと、特にやっぱりひきこもりで相談に来られる方の半数につきましては、小学校・中学校時代からひきこもりになっていらっしゃる方で、長期化しているという方が半数近くいらっしゃいます。ということは、事前に防ぐにはやはりひきこもりの期間というのをできるだけ短くすることが非常に大切なのかというふうに考えてございます。

文京区におきましては、これまでそういった特に義務教育の期間ですね。こちらのほうにつきましては教育のほうと連携を取っているところではございますけども、一つやはり今後のやはり大きな課題といたしましては、特に義務教育が切れた段階、卒業した段階で支援が教育の場から一旦切れてしまうということで、そこでひきこもりの支援のほう途切れてしまって長期化してしまうというケースが非常に困難なケースになるということで認識しているところでございます。

そのため、今後につきましては、そういった義務教育の卒業から社会人、あるいは高校生になったときにその継続、支援の継続を行っていくということに力を入れていく必要がある。その

ためにはやはり連携を重視していく必要があるというふうに考えてございます。

特に今、小中学校のほうではスクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカー、それから教育センターのほうでは総合相談室ですとか、あるいは子家センのほうを担当しておりますけれども、ここが切れた段階におきまして情報提供を密にしまして、引き続きこちらの生活福祉課が行っておりますひきこもり支援センター、あるいは、ひきこもりの自立支援事業のほうを委託しております茗荷谷クラブ、こういったところにつなげていくということで、学校のほうにも卒業後につきましてはこういった支援があるということで、様々な支援の内容というものはあるということで、それをスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーさんのほうと情報共有して、適切な継続につなげていくということを考えてございます。

また、先ほど述べたとおり、ひきこもりがなるべく短くなるということも重要でございますので、もう一つは地域の方のお力をやはりお借りして、早期に発見するということが大事だと思っておりますので、現在も民生委員の方々には毎年研修のほうを受けていただきまして、ひきこもりに関するいろんな支援につきましてお願いしているところでございます。

また、先ほど部長のほうから話がありました、今年度から区民の方でご希望される方に、ひきこもりのアウトリーチの支援のほうのお手伝いをしていただくという研修会を行っております。研修を四、五回行いまして、なおかつフォロー研修も行うという形で、茗荷谷クラブというところで行っておりますけれども、今年度やはり8名の定員のところ8名の方が応募で来てくださっております。こういった地域支援のほうも含めまして、ひきこもりの早期発見と早期対策のほうに努めてまいりたいと思っております。

○石樵委員 ありがとうございます。

○社会長 それでは、いかがでしょうか。

武長委員。

○武長委員 武長です。

主要課題のNo. 15について、主要課題というか骨子及び主要課題案のNo. 15ですね。地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化という項目についての質問です。

右側の関連データの①のところで、文京区版ひきこもり総合対策の実績というところで、相談件数も右肩上がりが増えていて、事業利用件数も増えていて、それは結構なことだと思います。これ自体、中身、相談の人数とか事業利用の方の特性を知りたいなと思ったんですが、年齢層ってどのくらいなんですかね。相談に来る方の傾向とかというのがあったら教えていただきたいです。調査は全年齢対象と書いてあるんですが、傾向とかあったら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡部生活福祉課長 生活福祉課長の渡部です。ご質問ありがとうございます。

ひきこもりの相談等に関しましては、まず特性といたしましては、やはり当然ながら、当事者の方ではなくてご家族の方が半分以上いらっしゃるということで、あとは支援団体のほうからで

すとか、あとは民生委員の方ですとか、そういったところからありますので、ほとんどがご家族の方ということになります。

また、年齢に対しましては、やはり若い20代、30代から40代の方の相談というのが比較的多い状況でございますけども、ただ全体的に言いますと、やはりどの年齢も惜しみなく相談の対象となっていらっしゃる方がいらっしゃるという状況でございます。

○武長委員 ありがとうございます。質問がすみません、悪かったですね。ひきこもりの対象となっている当事者の方の年齢層がちょっと知りたかったので、後のほうで回答いただいております。

主要課題15について引き続きなんですけど、こちらの点検シートのほうの主要課題20のほうでは、計画期間の方向性という欄で、二つ目に「ひきこもり(8050問題)」の総合的な対策の推進というふうに書かれていて、ひきこもりの注釈として8050問題みたいに書かれているんですけど、今ご自身でおっしゃられたとおりで、多分必ずしもひきこもりの当事者の問題が8050の累計に属していないケースがあると思うので、ちょっとこれはミスリードなタイトルな気が個人的にはしているんですけど、他方で主要課題のNo. 15のほうも多分対応していらっしゃると思うんですけど、こちらには8050とかダブルケアとかの問題のほうに書かれていないように思っていて、主にひきこもりという言葉とヤングケアラーの話が重点的に書かれているんですけど、多分、重層とかも絡む話だと思うんですけど、8050とかダブルケアとか、そういうその他の複合的な課題の類型についてどういうふうに対応していくのかなというのがちょっと知りたいです。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

当然、このタイトルのところとここに関してはヤングケアラーとひきこもりというところが書いてありますけども、当然、重層的支援体制整備の中では医療連携もとっていきますので、そちらのほうはそういった形でまたこの中ではないかもしれないですけども、お示しできればなと思っています。現状の地域福祉保健計画の中ではそういったものもきちんと捉えておりますので、重層的支援体制整備におきましては、その辺も網羅しているというところでご理解いただければと思います。

○武長委員 ありがとうございます。主要課題15には8050とかダブルケアとかは書いていないけれど、別途対応するみたいなことなんですかね。

課題解決に向けて取り組むべきことというNo. 15の一番下なんですけど、さらに、複合化・複雑化した課題や制度のはざまにあるニーズにも対応できるよう、分野横断的に他機関が連携・協働した重層的なセーフティーネットを構築する必要がありますと書いてあるんですけど、この重層的なセーフティーネットって具体的にヤンケアの話はある程度分かったんですけど、それ以外のところというのは具体的にどんなことを今考えておられるか知りたいです。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

文京区における重層的支援体制整備につきましては、これはこの後、今現状進んでおります地

域福祉保健計画の中で、そこでもきちんとお示しをしていくことになるんですけども、基本的には相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、またそれを包括的相談支援事業を行いながら他機関協働事業、またアウトリーチ事業、参加支援事業、地域づくり事業という形で、この五つの事業で重層的支援体制整備を行っていくんですけども、その中にやはり今まで包括的相談支援事業の中では、高齢者あんしん相談センターや子ども家庭支援センター、障害者基幹相談センター、保健サービスセンター、教育センター、自立相談支援窓口、こういったものがあって、それにまた様々な支援事業ごとの会議体があったんですけども、そこが今後、今複雑化・複合化したケースが増えてきておりますので、その中で今後、重層的支援体制整備の中ではその他機関協働事業の中で支援会議等々を行っていくという形になってまいります。

こちらのほうは、地域福祉保健計画の中で、この後中間まとめが出ていくんですけども、その中できちんとお示ししていきますので、そういった形で進んでいくんだということをご理解いただければと思います。

○武長委員 分かりました。ちょっと別の質問をもう一点、続けてお願いします。

骨子及び主要課題（案）の同じく主要課題20のところです。高齢者の見守りと権利擁護というところですか。お願いします。

今の8050の話ともちょっと関わるんですが、こちらもちっと関連データのほうの②番を見ていただいて、高齢者虐待等に関する相談件数というところで、300件を超えた辺りで推移しているという報告が上がっていて、これは黒く濃くなっているところが、右側の少ないほうの数字が虐待認定された件数ということですかね。そういう理解でいいですか。

○瀬尾高齢福祉課長 そうです。

○武長委員 ありがとうございます。これは8050とか重層の話も関わると思うんですが、認定されたケースとか相談の対象になったケースでもそうですけども、8050、こういう虐待の件数とかって、何か原因がいろいろだったりするじゃないですか。精神の方が絡んでいたり、知的障害の方、同居する方が絡んでいたりとか、いろいろそれこそダブルケアの問題もいろいろあったりすると思うんですが、原因とかの統計的な傾向とかがあったら教えてほしいなと思って、知的とか精神とかの分野との関連性のあるものがどのくらいあるのか、その内訳等あれば教えていただきたいなと思います。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課長です。

そういった具体的な件数の内訳までは、ちょっとこの件数だから、傾向としてはなんですけど、家族間の暴言だったり暴力だったりというのが非常に多く見ているところです。ただ、この数値がそのまま、私の意向とはちょっと違うかもしれないんですけど、今年4月から私は着任しまして、

ケース的に見聞きしているものはそういったものが多いです。あとは経済的虐待という面もありまして、親御さんの年金について、お子さまなり何なりがということで使ってしまうという

うケースも経済的虐待ということで認定しております。

○武長委員 ありがとうございます。そうすると養護者虐待が多いと。

○瀬尾高齢福祉課長 施設施設の虐待は含まれていなくて、あくまでも養護者の虐待ということで考えていただいて結構です。

○武長委員 そうなんですね。そうすると、この虐待等に関する相談件数って、これは養護者虐待のみを対象としている件数という、こういう理解。

○瀬尾高齢福祉課長 結果としてそうなっているということが多いです。施設から連絡があるものもあれば、近隣の方からというケースとか、あとは介護事業所のほうから通報があるケースもございます。

○武長委員 じゃなくて、加害者と言っていいのかな。虐待している側が養護者の人数だけを抽出しているものなのか、それ以外の虐待もあり得るじゃないですか。それ以外の方の数字はここに入っていないということですか。

○瀬尾高齢福祉課長 これは虐待の感知した案件として載せていますので、虐待者の数ではないです。令和4年でいうと25件、令和3年度でいうと63件という数ですが。

○武長委員 ちょっとよく分からない。すみません。

○瀬尾高齢福祉課長 すみません、私がちょっと勘違いしているかもしれないので、もう一度質問いただいてもよろしいですか。

○武長委員 いろんな虐待がいろんな加害者というか、虐待される方からあると思うんですが、そのうちのご家族とか養護している方からの虐待のみの相談件数とか、養護者の方からの虐待のみの認定件数だけが掲載された統計的な数字なのか、それともその他の方も含めた全体の数字がこの統計上上がっているのかどっちかなということを聞きたいです。

○瀬尾高齢福祉課長 その他は含まれていないです。施設での虐待はこちらでは統計を取っていませんので、あくまでも虐待された方がどなたからされていたかということでいうと、養護者ということで考えていただいて大丈夫です。

養護が行き届かなくて放任になっているものも虐待として認知していますので、投薬がうまく行われていないとか、あと食事がうまく取れていないのも虐待として計数しております。

○武長委員 分かりました。大丈夫です。

○瀬尾高齢福祉課長 それが全件かというお尋ねだったのでしょうか。

○大川企画政策部長 養護者からだけの虐待の数字なのか、養護者以外からも虐待を受けているようなとか、相談を受けているようなものもこの件数の中に含まれているんですかということで、ほとんどは養護者ですというお答えですか。

○瀬尾高齢福祉課長 ほとんどは養護者ですが、ケースとしてはそこに限っているわけではないので、施設で虐待があったり、介護者が虐待している場合も相談件数としては計数いたします。

○大川企画政策部長 施設はちょっと置いておいて、施設の件数はここには入っていないと。た

だ養護者だけで、そのほかでも虐待をする人がいるじゃないですか。そういったところの相談とかも件数に入っているんですかという趣旨だと思います。だから場所とかではなくて、虐待をする方が養護者以外からの虐待とか、虐待をされた人が高齢者だけなのか、それとも精神障害の方とかもいるのかとか、そういったほかの方々もこの数字の中に入っているんですかという趣旨でいいんですか。

○瀬尾高齢福祉課長 相談件数としてはカウントしますが、区で対応しているものは、養護者による虐待ケースということになりますので、相談件数としては虐待の疑いのほうに入りますね。相談件数としてはカウントしているはずですが、でもこれ確認しないとあまり言い切れないので。

○武長委員 そうなんだろうなど。確認しないと答えられないんだろうなどということが分かったので、追って個人的に後でご回答いただければと思います。

○辻会長 今日で最後になりますけど、この件は後日調べてご連絡ということで、お願いします。それでは、柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員 民生委員の柴崎です。

幾つかご質問させていただきたいんですが、先ほどのヤングケアラーとひきこもりのところで、国では中高生や大学生に全国実態調査をしていますけど、文京区としては学校のカウンセラーとか、そういう学校関係のところから聞き取りとかはされていないのでしょうか。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

実態調査というのは、子ども子育て計画の中で実態調査をしておりますので、それには当然小中学生、高校生の児童・生徒からアンケートも採っておりますし、あと保護者の方にもアンケートを採っている。こちらを今年度今進めているというところで、そういったところの声は聞いているという形でございます。

○柴崎委員 多分、ご本人に聞いても、ご本人には差異があると思うんです。ヤングケアラーという自覚がない方が大分多いので、本当の実態が分かるにはやっぱり学校のカウンセラーの先生とか、そこにはヤングケアラーだけじゃなくて、将来のひきこもりになりそうな不登校の子とかの情報も分かりやすいと思うので、ぜひ学校と連携を取っていただきたいと思います。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

そうですね。やはり第一に発見できるのは学校の先生であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、そういった方々がまず学校関係で情報をつかむというのは大事なことでございます。現に文京区の中でも今も当然ヤングケアラーの方はいるわけで、その方をそういった中で発見をし、今、子ども家庭支援センターのほうで、その会議体の中で支援をしているというのが現状でございます。

今後は、当然私たち福祉部のほうもこのヤングケアラーについては、先ほど重層的支援体制整備のところのお話をさせていただきましたけども、複雑に絡んだ複合化・複雑化した状況においては当然我々もそこで一緒になって考えていくというところがございますので、地域の皆様にも

そこを理解していただきながら、逆に地域の方からこういうことがあるよというのが上がってくることも当然あると思いますので、そういった中で子どもたちを支援していきたいというふうに考えています。

○柴崎委員 ありがとうございます。

もうあと二つをお聞きしたいんですが、高齢者の居住安定の支援のところですまいる住宅の登録事業の実績が書いてございますが、入居決定者の割合が資格認定と登録住居があって、その割には入居決定の数がすごく少ない気がするんですけど、この原因は何でございましょうか。

○木村福祉政策課長 福祉政策課長の木村でございます。

まず、登録件数につきましては、やはり昨年度、今までの中で一番登録件数は多かったです。というのは、これは不動産屋さんがこの制度に理解をしていただいて、こういったものに登録していただくというのにご理解いただいた。また、オーナーさんも含めてご理解いただいたというところがあります。

成約件数も、実はこれ昨年が実は一番多いんです。ただ、とはいっても登録件数は増えたとしても、成約をするときにお家賃の問題とか、やっぱり様々なものがございまして、そういった中ですまいる住宅として登録した物件で、ご自身の設定したお家賃と合意したものについてはこういう形で成約はしておりますけど、なかなかそこがもうちょっと安いところとかということになっていくと、なかなかすまいる住宅で成約ができないということもございまして、そういった中で成約に結びつかなかったというのがあるというふうに、居住支援協議会の中でも聞いております。

今後においては、まだ文京区には物件はまだあるので、そういった物件の中で有効的に使えるものはないのかというところを今協議しているところでございまして、なるべく家賃の価格帯がやっぱり6万円、7万円台、安くてもそのぐらいになってしまう。その辺の4万円台、5万円台という物件というのはなかなかないものですから、あったとしてもちょっと古い建物であったりというのがあるので、そういったところをどうするのかというのを今後の課題として、今後そちらのほうにもかじを切る必要があるのかなとは思っているところでございます。

○柴崎委員 ありがとうございます。

最後に、在宅医療のことでちょっとお伺いしたいんですが、24時間の在宅ケアシステムの構築に向けて、いろいろ検討されていると思うんですが、実際私は在宅介護をしたことがございましたときに、一番困ったのが夜に具合が悪くなった。かかりつけの先生が訪問診療ではいらしていただいていたんですけど、夜とか休日にちょっと具合が悪いというときに、かかりつけの先生は具合が悪くなったらすぐ救急車を呼びなさいとおっしゃるんですけど、そこまでどうかというときに、ファストドクターみたいな、そういういつでも駆けつけてくれる先生がいたらどんなに気が楽だったかと思うんですね。今の状態を見るとまだそこができていないようなので、これを具体的にどういうふうに解決されていくのか、その辺が分かりましたら教えてください。

○木内地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長木内でございます。

おっしゃるとおり、昨年度行いました実態調査におきましても24時間の使えるサービスがまだまだ不足しているといったようなご回答があったかと思えます。今、医師会の先生方も同じような認識でいらっしゃって、訪問診療をやっていただける医療機関は増えてはきているんですけども、やはり1人の先生が365日24時間体制というわけにはいきませんので、東京都の補助事業の活用を今検討しているところでございます。

どういったものかといいますと、例えば、地区の医師会の中、または非医師会の先生と主担当、副担当みたいな形で連携するですとか、今おっしゃられたようなファストドクターのように民間の事業者さんを活用して、契約をして、医師会の先生がご対応できない時間帯に対応するですとか、そういったものを各自治体で医師会の協力の下、組み立てることについて補助事業を行うということが東京都のほうで新しく立ち上げておりますので、今年度該当になるかは分からないですけれども、医師会のほうでも問題意識を持ってやってみたいというご意欲もありますので、徐々に整えていけたらと思っております。

以上です。

○柴崎委員 ありがとうございます。多分在宅医療をしたいと思っていられる方は結構いらっしゃると思うんですけど、この点がいつも引っかかるので、なるべく早くよろしく願います。

○辻会長 その他、いかがでしょうか。

小沢委員。

○小沢委員 公募の小沢です。

3点ございまして、まず1点目が54ページの介護サービスなんですけれども、よく私の周りでも、例えば親は結構介護を必要としているというふうに周りは思うんですけども、なかなか親自身がハードルが高くて、自分は大丈夫だということで受けに行かないとかよく聞くんですけども、そういった状況に対して、ご家族をどう説得するかとか、そういったサポートの仕方とかサポートの方法をされていたらお伺いしたいということが1点目です。

2点目が、59ページの認知症の早期対策、早期対応されているというお話があったんですが、確かに別の案件で東京大学と組んで対応されているというお話もあったので、もしかしたら文京区はいろいろ医療機関とか各大学の医学部とかもありますので、そういったところと組んで認知症の対策とかももし打たれているのであればちょっとお伺いしたいというのが2点目です。

3点目が、先ほど柴崎委員からもお話があったんですけども、すまいる住宅は、確かにちょっと件数が少ないなと私も思ったんですけども、先ほどの回答でいただいておまして、一方で、見守りあんしん電話ですね。こちらのほうも今、確かに前年度と比べると増えてはきているんですが、こちらのほうは住宅よりはハードルは低いと思っております、ここはもっと件数が伸ばせるんじゃないかなと思ったので、その辺をどうお考えなのかお伺いしたい。

以上です。

○阿部介護保険課長 介護保険課長の阿部と申します。

まず1点目のところでございます。まず、要介護・要支援認定、その認定の度合いによって若干変わってきますけれども、要介護の認定を受けていらっしゃる方であれば、まずケアマネジャーさんとサービスの利用、そこはご家族の意向とご本人の受けたいサービスと、そこは相違が出てくる場面はあるかと思うんですが、まずはケアマネジャーさんがその辺のご家族の要望とかご本人のご意向をまず酌み取って、その中でどういうサービスをご利用したらいいかというところを調整していただいた上で、各必要なサービスのほうにつなげていくという役割を担っていただいております。

要支援認定の場合については、高齢者あんしん相談センターのほうでそちらのほうは対応しておりますので、そういう形で、まずはケアマネジャーの方がそういった調整を担って、なるべく必要なサービスを受けていただけるように、そこは調整を行っているところでございます。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉の介護認定を受けている方とか、実際、ご両親というかお母様お父様が納得されて認定審査を受けた方はそういうふうにサービスの利用につながるんですけど、まず認定審査をしたくないという方も非常に多くいらっしゃるの見聞きしております。ただ、行動がちょっと心配になってきてしまったり、もう本当に日常生活がままならなくなってしまっている方の場合は、まず、ご家族の方が介護保険の相談窓口もありますし、あんしん相談センターとか高齢福祉の窓口もありますので、そこに相談しに来ていただいて、お医者様と連携を取ってお医者様から勧めていただくのはどうですかとお話ししたり、認定審査の方が行く前にちょっとワンステップ、あんしん相談センターの職員が行っていただいて話をさせていただいたり、何かスローステップにはなっちゃうんですけども、そういったアウトリーチ的な取組もしているところはございます。ただ、おうちにも入れないという方もいらっしゃって、なかなか本当にそこは難しいんですが、今、戸別訪問も始まっておりますので、個別にあんしん相談センターの方が回ってということもやっております。

続きまして、認知症はまた次にお話しするとして、その先の見守りあんしん電話ですね。これは最近始めた事業で、ご希望の方に登録していただいた時間に、毎日じゃないんですが、週に決めた回数電話をしております。実際電話することで、それほどお話が深まるわけではないんですが、感謝されている方もいっぱいいらっしゃって、今年になりましてからはそのお話しした内容を、ご承諾が取ればご家族の方に月に1回メールするというサービスも始めまして、これはまたそこはご好評いただいております。ただ、ご利用者は今、着実に増えてはいるんですが、まだ数百件程度というところになりますので、これを今後どうしていくかというのはまた大きな課題だと思っております。

○木内地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長、木内です。

認知症の早期対応についてのご質問ですけれども、そもそも早期対応が必要だというふうに感

じましたのは、どうしても認知症って生活の困り事、例えば火の不始末ですとか、詐欺被害に遭ってしまったとか、あとは行方不明の間に事故に遭ってしまったとか、重症化して認知症であるということが把握されることが多くて、もっと早く把握することができれば対応していくことができる。そのために何をしたらいいかというところで、二つを掲げております。

一つは認知症に関する普及啓発で、皆さん認知症には絶対なりたくないとか、自分は嫌だとかいうのではなくて、年齢がいけば認知症になる方も出てきますので、他人ごとではなく自分ごととして捉えていただきたいという啓発を、力を入れてやっていきたいということと、もう一点、早期の介入ですけれども、令和3年度から認知症検診事業というのをはじめて今年度で3年目になります。

こちらは区内の事業所である株式会社エーザイさんと共同で行っているものですが、エーザイさんが独自に開発しましたデジタルツールで「のうKNOW」というものがあるんですけども、カードゲームみたいなものをタッチパネルで行うのですが、それで診断するものではなく、軽度の認知機能低下から拾うことができるものです。そういったツールを活用しながらご自宅で試していただく、または会場に来ていただいて試していただくということを始めております。診断をしたいというよりも、早い時期からご自分の体の健康だけではなく、脳の健康にも気をつけていただきたいというところで啓発の趣旨も込めまして行っている事業です。

この検診事業を始めるに当たりましては、軽度認知機能障害が把握された場合どうしたらいいんだろうという受皿のほうの準備を先に進めております。認知症ともにパートナー事業という、戦略点検シートの事業の中、認知症施策の総合的な推進の事業番号67の④のところですが、認知症というふうに診断された方を支える事業を行ってまして、例えば、認知症と言われても、次に何をしたらいいのか、どこに相談に行ったらいいのか、どんなサービスを使ったらいいのかが分からないままどんどん進行してしまう、生活上の困り事が出てしまう、そういったものを防ぐために、医師会の先生方ですとか、あとは順天堂医院の認知症疾患医療センターなどのご協力の下、医師がフォローが必要と判断した際に、区内の訪問看護ステーションにおつなぎいただくという事業を独自で行っております。6か月間限定ではありますけれども、その間に診断後の疾患の受容ですとか、精神的な不安のサポートですとか、社会資源へのつなぎといったことをステーションのほうでサポートさせていただき、必要があれば介護保険のサービスにつないでいくという、こういったものを始めております。

まだまだ利用数はそれほど多くはないですが、認知症検診事業ですとか、パートナー事業、ほかにもたくさん事業を行っておりますので、より区民の方が自分ごととして捉えていただけるような啓発はさらに力を入れていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○小沢委員 小沢ですけど、ありがとうございます。介護サービス、家族も含めた推進ケアのところがよく分かりました。いろいろ難しいところですけど、地道に対応いただいていることが

よく分かりました。日常のところもいろいろ企業とかとも組んで対応されているということもよく分かりましたので、この辺はぜひ文京区、ほかの区の先導をするような形で引き続き取り組んでいただけると区民としてもすごいうれしいなと思って聞いておりました。

最後のところの見守りあんしんについて、改めてお伺いしていいサービスだなと個人的にも思いましたので、ぜひ、広めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**社会長** その他、いかがでしょう。

田辺委員、どうですか。

○**田辺委員** 委員の田辺です。ご説明どうもありがとうございました。

今、ここまでのところで、もういろいろな委員の先生方からご質問があり、あとまた皆様からのご回答もあって、かなり理解も深まって、当初は文京区さんとしてというか、認知症のケアですとかこういった地域見守りって、割とどこの自治体さんともいうと変ですけども、ラインナップとして一つサービスパックでどちらの自治体さんでもやっていらっしゃるようなパッケージだなと思って拝聴していたんですが、先ほどの電話のサービスですとか、居住のサービスですとか、いろいろと掘り下げて聞くと細かくご熱心というか、ならではのサービスというのがあるんだなということで拝聴をしておりました。

一つだけちょっとお尋ねしたかったのが、私も経験があって、文京区ではないんですけども、私の実家のほうで父が認知症になって独り暮らしだったので、いろいろなサービスを利用したいなと思って、プロセスとしては地域包括ケアセンターですかね。そちらに行くと、ぴったりのケアマネさんとかをアレンジしてくださるんですけども、そこでミスマッチがあると非常にストレスなんですよね。かえって負担が増していってしまうということがあって、もし自治体さんのほうで、地域包括ケアセンターの中でアレンジしてくださるサービス業者さんの評価などをされていらっしゃるようだったらというか、そういうことがあってもいいのかなと思って聞いていました。

要するに介護保険を使って、公金を使って行われるサービスですので、民間事業者さんにお任せしているとはいえ、ある程度品質というのは行政の方からチェックがあってもいいのかなと思ったんですけども、そういったことはやっぱり難しいのでしょうか。ちょっとそれだけお尋ねしたかったという点です。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**木内地域包括ケア推進担当課長** 地域包括ケア推進担当、木内です。

そうですね。例えば、何かしらの指標を使って定期的に区内の事業所のチェックをしているところは今行っていないのですが、地域包括支援センター、文京区では高齢者あんしん相談センターという名称で区内8か所、所在していますけれども、あんしん相談センターとは月に1回定例会をもちまして、その中で情報交換する中でこちらの事業所についてこういう苦情

が上がったなどの情報を共有して次に改善に生かしていくですとか、そういった取組は行っているところですよ。

○**田辺委員** ありがとうございます。やっぱりどうしても家の中の本当にプライバシーの中のプライバシーみたいなところに入っているいろいろお世話していただかなければいけませんので、本当に信頼関係の築けるようなサービスができればいいかなと思いますので、研修もそうなんですけれども、品質の確保という面ではご尽力いただければというか、ぜひお願いしたいところかなと思って聞いておりました。

以上です。ありがとうございます。

○**社会長** 地域包括ケアセンターのサービスについては、絵に描いた餅にならず、内実どうやってその質を担保していくというのはもう本当に古典的に一番重要な課題で、そう簡単にはできることではないかもしれませんが、ただやっぱり利用者から見ると一番重要なところなので、ぜひ今後も工夫してやっていただきたいと思います。

白土委員のほうでどうでしょう。

○**白土委員** ありません。

○**社会長** その他、皆さんのほうでいかがでしょうか。

よろしいですかね。

はい、お願いします。

○**木内地域包括ケア推進担当課長** すみません、一つ、今の私の説明が足りなかったのですが、地域包括支援センター、あんしん相談センターの評価自体は、毎年、地域包括ケア推進委員会のほうで国が示している指標に基づきまして行っております。ただ、ご質問が恐らくその先の事業者さんのということかなと思いますので、そちらにつきましてはおっしゃるとおり質の担保について工夫してまいりたいと思います。

以上です。

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、もしくはありましたら元に戻ってくるということで、次の部分に入りたいと思います。

主要課題の21から25までと行財政運営について関係の部長から説明していただきます。

行財政運営につきましては、資料は第6号のほうになります。こちらの進行管理、行財政運営点検シートをご覧ください。

それでは、関係の部長、お願いします。

○**竹越福祉部長** それでは、主要課題のナンバー21、障害者の自立に向けた地域生活支援の充実についてご説明いたします。資料第5号の74ページから76ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充及び地域生活支援拠点の整備並びに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の3点を掲げております。

事業としては74ページから75ページに記載の5事業を行ってまいりました。

社会環境等の変化といたしましては、障害者総合支援法が改正され、グループホームの支援内容として、一人暮らしを希望する方に対する支援や相談等が含まれることが明記されました。また、地域生活支援拠点の位置づけが明記され、その整備が区市町村の努力義務とされました。

76ページをお開きください。これまでの成果としましては、まず、障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充を図るため、グループホームや生活介護施設開設に係る整備費補助や、開所費用の補助制度を拡充してまいりました。

次に、地域生活支援拠点の整備を図るため、令和3年度に富坂地区と駒込地区に、令和4年度に大塚地区に拠点事業所を開設いたしました。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域精神保健福祉連絡協議会において、精神障害者が安心して地域で自分らしい生活ができるよう意見交換を行っております。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の24ページの主要課題22として、障害者の自立に向けた地域生活支援の充実が掲載されております。今後とも障害者のニーズに応じたサービスを提供するため施設整備を進めてまいります。また、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が連携して相談支援体制を強化してまいります。

続きまして、主要課題ナンバー22、障害者の一般就労の定着・促進についてご説明いたします。資料第5号の78ページから79ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、障害者の多様な就労機会の拡大及び一般就労への移行・定着を掲げております。

事業としては78ページに記載の3事業を行ってまいりました。

79ページをお開きください。社会環境等の変化につきましては、令和4年度に障害者雇用促進法が改正され、令和8年度までに法定雇用率を2.7%に引き上げることや、令和6年度から、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者においても企業の法定雇用率の算定対象に加えることができるようになりました。

続きまして、これまでの成果として、まず、障害者の多様な就労機会の拡大を図るため就労希望者と企業のマッチングの向上に努めてまいりました。

次に、一般就労への移行・定着を図るため、生活面や医療面の支援については、今後とも保健所や福祉施設、生活支援拠点などの関係機関と連携して取り組んでまいります。

なお、次期「文の京」総合戦略においては、資料第7号の25ページ、主要課題23として障害者の一般就労の定着・促進が掲載されています。今後ともハローワーク等の関係機関と連携し、就労定着を支援してまいります。また、一般就労に向けては、関係機関との連携を一層強化し、地域全体で職業生活を支える取組を進めてまいります。

続きまして、主要課題23、障害者差別の解消と権利の擁護についてご説明いたします。資料

第5号の80ページから82ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、心のバリアフリーの推進及び相談支援の充実と権利擁護の推進を掲げております。

事業としては80ページに記載の4事業を行ってまいりました。

81ページをお開きください。社会環境等の変化につきましては、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮提供の義務化等が規定されました。また、令和4年4月より障害福祉サービス等事業所における虐待防止の更なる推進と身体拘束等の適正化の推進のための取組が義務化されました。

続きまして、これまでの成果としては、まず心のバリアフリーの推進を図るため、地域支援フォーラムをオンラインで開催したことにより、家族の介護や育児等の理由で来場できない方に対しても、障害の理解について啓発活動を広く実施してまいりました。

次に、相談支援の充実と権利擁護の推進を図るため、成年後見制度において、利用促進を図る中核機関を社会福祉協議会に委託して設置しました。関係機関が中核機関の運営する会議を活用する機会が増え、成年後見制度利用支援事業の利用者も増加しています。

なお、次期「文の京」総合戦略主要課題においては、資料第7号の26ページのナンバー24、障害者差別の解消と権利の擁護が掲載されています。ここでは障害者が主体的に社会参加でき、心豊かに生活を送ることができる環境整備が求められております。また、権利擁護の担い手の育成や障害者虐待について幅広く理解を深めることに取り組んでまいります。

続きまして、主要課題24、生活困窮者の自立支援についてご説明いたします。資料第5号、84ページから86ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、個々の状況に応じた包括的、継続的な支援を掲げております。

事業としては84ページに記載の2事業を行ってまいりました。

85ページをお開きください。社会環境等の変化につきましては、令和2年3月から実施した緊急小口資金及び総合支援金の特例貸し付けや令和3年7月から実施した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給についての生活困窮者施策は終了し、令和5年1月から緊急小口資金等の特例貸し付けについての償還が開始されました。なお、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金に関する資格の拡大や受講期間の緩和などの支給条件の拡充が令和3年度から行われ令和5年度も継続されております。

続きまして、これまでの成果としましては、個々の状況に応じた包括的・継続的な支援を図るため、コロナ禍で生活困窮状態となった方には重層的なセーフティーネットによる支援を実施してまいりましたが、自立相談支援機関と各支援関係機関との連携強化やアウトリーチ支援を含めた伴走型支援の体制を構築してまいります。

なお、次期「文の京」総合戦略主要課題においては、資料第7号の27ページのナンバー25として生活困窮者の自立支援が掲載されています。今後とも生活困窮者本人の尊厳を保持した包

括的な支援に取り組んでまいります。また、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送るため、就職に有利な資格や技能の取得に関する支援を行ってまいります。

最後に、主要課題ナンバー25、適正な医療保険制度の運営についてご説明いたします。資料第5号、88ページ、89ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、健康や医療費に関する理解の促進を掲げております。

事業としては88ページに記載の2事業を行ってまいりました。

89ページをお開きください。ここでは健康や医療費に関する理解の促進を図るため、糖尿病性腎症重症化予防事業においては、結果としてすぐに表れるものではないものの地道に取り組んでまいりました。また、ジェネリック医薬品への切替促進については、引き続き薬剤師会とも連携し、切替促進に取り組んでまいります。

なお、次期「文の京」総合戦略主要課題においては、資料第7号の28ページのナンバー26として区民の主体的な健康づくりが掲載されております。これまでの適正な医療保険制度の運営はこのナンバー26の主要課題に包含されております。ここでは区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図ってまいります。

説明は以上です。

○大川企画政策部長 それでは、続きまして行財政運営点検シートのほうの説明をさせていただきます。資料第6号をご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらの行財政運営というのは、この主要課題の解決に取り組んでいく上で組織横断的に取り組んでいく内容というのを挙げてございます。

2枚目をおめくりいただいて、2ページ目をご覧ください。ここでは、四つの視点について取り組むこととしております。まず一つ目としては、区民サービスの更なる向上、2、多様な行政需要に対応する施設の整備、3、財政の健全性の維持、4、質の高い区民を支える組織体制の構築ということで取り組むこととしております。全体としては25ページにわたりますので、ちょっと内容を絞って説明をさせていただきます。

まず、3ページの視点の1、区民サービスの更なる向上というところで、その一つとして、ICTを活用した区民サービスの充実というのを掲げております。

おめくりいただき4ページをご覧ください。4ページのところは、最新技術の積極的な導入とICTを活用した行政手続の推進ということで、ICTを活用した行政手続の推進を図っていくということとしてございます。その下のところの中段の左側については、令和2年度については戸籍住民課の混雑緩和のために、順番お知らせメールですとか、3年度は引っ越し、婚姻、出生、死亡、保育関係の行政手続に関して書類等を分かりやすく案内する手続ガイドサイトなどを導入しております。また、各手続について電子申請、電子による申請を受け付けるサービスも拡充しております。下のグラフにあるように、年々電子申請によるサービス件数についても増加をし

ているというところでございます。

中段の表の右側、5年度以降の方向性につきましては、令和6年の1月に住民情報系システムの入替え作業を進める予定となっております。これに合わせるような形で、来年の春に、戸籍証明書の広域交付ということで、今は本籍文京区にある方が文京区役所で戸籍を、証明書を取るという形ですけれども、文京区に本籍がなくても文京区で戸籍証明書が取ることができるという形のサービスが全国的に展開されます。また、マイナンバーを持っている方については、現在は住民票とかについてはコンビニで交付が受けられる形になっておりますけれども、戸籍証明書についても来年の秋ぐらいにコンビニでも証明書が交付できるという形の準備を今進めているという状況でございます。

また、5ページに移っていただいて、キャッシュレス化の推進ということで、これまでも戸籍、税関係の証明書ですとか、キッズルームシビックについてのキャッシュレス決済を導入してきております。下の表にあるところがキャッシュレスを導入しているサービスの一覧になっております。また今年度についても戸籍住民窓口についてのキャッシュレスについてはクレジットカードや交通系以外の電子マネーなどについての決済も導入してきたというところになってございます。

また、おめくりいただいて6ページのところでは、各施設のインターネット予約システムの利用料の支払いについてもクレジットカード決済というものを導入しているという状況でございます。

また、7ページ、マイナンバーカードの普及につきましては、一番下のグラフの右側、本区のマイナンバーの交付率については69.4%、4年度ですけれども、5年度は70%を超えておりますけれども、東京都の平均を上回る形で推移しております。もう区民の方の7割近くがもうマイナンバーカードをお持ちだということで、左側については、それに伴いましてコンビニエンスストアでの交付の実績も伸びているという状況でございます。

ページをお飛びいただきまして、11ページをご覧ください。こちらは多様な行政需要に対応する施設の整備ということで、区有地また国有地、都有地等を活用した整備を掲げているものがございます。そういった中で、11ページの真ん中、現在は湯島総合センターということで、湯島総合センター1、2階にあります湯島幼稚園については、令和7年度4月からの移転を進めております。その移転をした後、湯島総合センターについては建て替えを基本とした、今、サービス、跡地の活用について検討を始めたというところなんです。今年度については、地域町会ですとか、地域の高齢者クラブの方との意見交換会を開いておりまして、今年度中には整備方針を定めていこうという形で今進めております。

おめくりいただきまして、12ページの一番上、旧元町小学校及び元町公園、こちらは関東大震災の帝都復興事業によって整備された小学校と公園でありまして、そういった歴史性を継承しつつも様々な区民サービスの提供というところの施設、また新たな民間事業者、順天堂大学ですけれども、事業者による活用というところを進めております。

13ページの下のところ、大塚一丁目都営バス大塚支所跡地、こちらは今年の4月から中央大学の法学部が茗荷谷駅近くに開設いただきました。その大学の開設に伴いまして、地域貢献事業ということで、その大学キャンパスの中に地域活動センターとか、育成室、保育所、キッズルーム、自転車駐車場とかの整備を進めてきたというところでございます。

おめぐりいただきまして、14ページをご覧ください。一番上の小石川三丁目旧財務省小石川住宅跡地、こちら伝通院の隣の用地になりますけれども、現在、児童相談所の開設に向けて施設の建設工事を進めております。令和7年4月の開設に向けて準備を進めているところでございます。

また、一番下、小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地、こちらにつきましましては、国と協議を進めておりまして、特別養護老人ホームの整備という形で、今、国と協議を進めておりまして、一定の方針が固まりましたので、今年度、特別養護老人ホームの事業者の選定というのを現在進めているという状況でございます。こういった形で様々な土地の活用をして行政課題の解決に進んでいるという状況でございます。

また、17ページ、こちらについては老朽化施設の更新ということで、学校の改築のところを載せております。小日向台町小学校、千駄木小学校につきましましては一定程度検討が進みまして、小日向台町小学校については、今年度、設計事業者を選定。また千駄木小学校につきましても、検討委員会を開催し、報告書を取りまとめるという流れで進んでおります。

また、一番下、小石川図書館についても老朽化が進んでいるということで、隣接する竹早公園、テニスコートとかありますけれども、竹早公園との一体的整備についての検討を始めたという状況でございます。

施設については以上です。

最後に21ページをご覧ください。こちらで財政の健全性の維持というところで、ふるさと納税というところを挙げております。文京区としましては、区内外の方に共感し賛同いただける施設を積極的に展開していただくとともに、地域や産業の魅力を発信できるような返礼品の拡充など、さらなる活用に向けて取り組んでいこうという状況で進めております。こちらについては、まずこの10月25日号です。まだ発行されてないんですけど、文京区のふるさと納税という形で、区報の1面で記事を掲載する予定になっております。文京区としましても、子ども宅食プロジェクトですとか、文人の検証事業とか、様々な寄付を募集しております。ただ、全国的には返礼品というところでふるさと納税の需要が高まっているところですけども、逆にその影響で区民税の控除が受けられますけれども、文京区についても35億円の控除という影響が出ております。本来は特別区民税の歳入から35億円が減っていると。ふるさと納税が進んでからではもう100億を超える財源がほかに移っているという状況もあります。そういったところで、100億を超えると学校1校建て替え分にほぼ匹敵するような経費になるので、そこに対応していかなければいけないということで、現在、やはり文京区にもふるさと納税をしていただくということで、様々なメニューというところを今検討しているところでございます。ただ、残念ながら区民

の方が文京区にふるさと納税をするときには返礼品は受けられないというのが法上の条件になっていますので、やはりそういったところでもやっぱり魅力あるメニューをいかに用意していこうかというところを今文京区としては考えているという状況でございます。

駆け足でしたけど、行財政点検シートについての説明は以上になります。

○**社会長** それでは、ただいまの説明、主要課題21から25、そして行財政運営につきまして、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

では、石樵委員をお願いします。

○**石樵委員** 社会福祉協議会の石樵でございます。

次期戦略の主要課題24、障害者差別の解消と権利の擁護のところですが、今ここには言葉では載ってこないんですけども、昨年度、国の法律で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ですかね、が成立して、それに基づいて文京区でも手話言語条例の制定に向けて取り組んでおられると伺っております。社協も区と共催にて手話講習会を開催しているんですが、定員を上回る希望者の申込みがありまして、非常に住民の関心の高まりが感じられるところでございます。手話を必要とする人々にとっては、手話を理解する人が地域に広がるというのは非常に安心して暮らしていくことにつながると思いますので、ぜひ条例制定に向けて、どのように進んでいるのか進捗を教えてください。よろしく願いいたします。

○**橋本障害福祉課長** 障害福祉課長の橋本と申します。

手話言語条例につきましては、今お話にあったように、手話が言語であるという理解などを進めていくために多くの自治体で制定が進んでおります。文京区でも昨年度から聴覚障害の方の団体などと、どのような条例にしていこうかという意見交換を重ねてまいりました。現時点でその内容についての意見交換は終了しております。今後は条例の制定に向けて必要な手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**社会長** その他いかがでしょうか。

柴崎委員、をお願いします。

○**柴崎委員** 民生委員の柴崎です。

主要課題23の差別の解消と権利の擁護ですけど、心のバリアフリーの推進をとってもされていて、心のバリアフリーの推進事業でとてもいいハンドブックを作っていただいて配付していただいてとてもありがたいと思っております。それで、その本はとても子どもから読んでもよく分かるような説明がついているんですが、実際の子どもたちにとって心のバリアフリーを理解するのに、そういう障害をお持ちのお子さんと一緒に、ずっと一緒じゃなくてもいいですけど、学校や何かで接するということが心のバリアフリーを最初に育てる基本になるのではないかと思います。ここの部会ではないんですけど、特別支援学級を今推進されていると思いますが、できれば、文京区内の公立の小学校に特別支援学級を全部設置していただいたら、この心のバリアフリーの

問題も少しずつよくなるのではないかと思います、いかがでございましょうか。

○橋本障害福祉課長 障害福祉課長でございます。

学校教育に関することにつきましては教育委員会の所管事項となりますので、私のほうからの回答はそれに代えましてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、様々な差別の解消の取組の中で、効果ということで考えますと、障害のある方、障害当事者の方から直接お話を聞くとか、そういった取組が非常に理解の促進につながっております。そういった観点から、障害福祉の施策としましては、そのような心のバリアフリーの取組という点で進めていきたいというふうを考えております。

○社会長 その他いかがでしょうか。

小沢委員、お願いします。

○小沢委員 小沢です。

私から1点、79ページの企業の障害者の就労の定着推進なんですけれども、こちらの企業が障害者を雇用するところは非常に課題になっているところが多いかなと思っております、こちらのグラフの法定雇用率の達成割合、もう文京区もなかなか東京都に近づいてはいるんですけどまだ苦戦しているかなと思っております、ここに何かもう少し何か策があってもいいのかなと思っております、ハローワークとかを通じてとか、就労支援センターの登録者数増加という話もあったんですけども、それ以外に、例えばビジネスマッチングを行う機会をつくるとか、何かほかの取組もされているのであればちょっとお伺いしたいなと、1点です。

以上です。

○橋本障害福祉課長 障害福祉課長でございます。

障害者雇用を進めていくための取組は様々あるかと思っておりますけれども、例えば、今後の可能性の点で申し上げますと、この79ページの2番の社会環境等の変化の説明文の下から2行目辺りですね。週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の場合でも雇用率の算定対象に加えることができるというふうな変化がございますけれども、これは短時間の雇用でも入れていきましようということで、例えば障害のある方の特性によって、業務の切り出しをすることによって、この部分だったらできるというようなことでの雇用を進めていくということが、今後、文京区も含めてですけれども、障害者雇用の在り方の一つになっていくものというふうを考えております。

○小沢委員 ありがとうございます。

ぜひ新しい雇用の仕方も含めて、あとマッチングも考えていただければと思います。ありがとうございました。

○社会長 その他いかがでしょうか。

○武長委員 委員の武長です。

行財政運営点検シートの22ページ目ですかね、質の高い区民サービスを支える組織体制の構築の、その下の縦1のブロックで、改革志向の職員育成という表題のところ、**「文京区職員育**

成基本方針」では、職員として必要な能力を「人事評価規程で求められる能力」と「職員自身が仕事だと認識している能力」と「公務員として当然すべき倫理」の三つの観点から位置づけていて、これらを向上させていくことで改革志向の職員の育成に努めることができるという、こういう立てつけになっているという認識、理解でいいですか。この三つの点を向上させると改革志向の職員の育成が実現できるという立てつけになっていると、こういうロジックでいいですか、理解で合っていますか。

○大川企画政策部長 そうですね。育成基本方針上はこういうロジックで構成されているというところですね。

○武長委員 ありがとうございます。

この三つを向上させると改革志向の職員が、いわゆる改革のほうのベクトルに向かうスタッフが育っていくというところの行間が、結構広くて、何か因果関係というんですかね、ロジックを詳細に伺いたいなって、個人的に思いました。お願いします。

○大川企画政策部長 そうですね。この三つを、この項目だけを三つ並べて改革志向の職員になるのかといったところについては、なかなか行間、この基本方針をしっかりと読まないとちょっと難しいかと思えますけども、要するによく言われるのは課題を自ら発見するというところから、また解決力を向上させていくというところが必要なのかなと思っています。すみません、私も育成基本方針を隅から隅まで覚えているわけではないんですけども、改めて確認してみたいと思います。

○武長委員 ありがとうございます。

何か民間への交流派遣が例えばよくあったりするところ、実際とかもあったりすると思うんですけど、そういうのだと、何か改革志向の職員がすごく分かりやすく表れそうなんですけど、この三つって、基本的なもともと行政の中で、実際の中で求められている能力を向上させていくと改革志向につながるという、このロジックが分かりにくかったので、ご説明いただきたいなと思ったんですけど、なかなか難しいですかね。了解しました。

○辻会長 その他いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員 委員の田辺です。ご説明どうもありがとうございました。

私のほうからは、先ほどの母子家庭、父子家庭の支援のところですかね。ちょっとお尋ねしたかったのが、母子家庭と父子家庭で恐らくお一人でお子さんを育てているという事情は一緒だと思うんですけども、お父さんかお母さんかで何か事情が違われるんじゃないかなというところとか、そういったところできめ細やかなご支援がなされているのかどうかというところがもしあれば教えていただきたいかったのと、あとは障害者の方も含めて、いろいろとご事情があって就労が難しいという方に対して、一時金ということで生活補助をしていただくということもあると思うんですけども、例えば、そういったちょっと言葉は悪いかもしれないんですが、マイノリテ

ィーというか、アメリカ政府なんかですと、もう本当にどんどんとマイノリティーの人のためだけの発注ですというふうに枠をつくって、政府がヒスパニックの方だったりとか、あと女性だけが応募できる案件というのを用意して、それに応募してもらって仕事をつくるということをやっている、国、連邦政府のほうでそういう調達もしているんですけども、例えば文京区さんのほうで、何らか、やっぱりお金を給付金を渡すという一回のお金になってしまうので、というよりも就労の機会を与えて、何らかスキルアップなりキャリアアップをしていただいで永続的に働けるスキルを身につけていただく、その機会を文京区さんが提供するというような、そういった考え方もあってもいいのかなと思ったんですけども、何かそういったプランというのがもしご検討いただけるようであればと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○**渡部生活福祉課長** 生活福祉課長の渡部です。

母子家庭と父子家庭の違いというところですけども、やはり一番大きいのは母子家庭の方のほうやはり就労が難しい、あるいは職がなかなか見つからないというところがあるかと思えます。その点に関しまして、文京区のほうでは、いわゆる就職に有利な資格を取得するための補助事業ということで、こちらにも書いてはございますけども、母子家庭等の自立支援給付金事業ということで、就職に有利な資格を持つための訓練等を行う場合につきまして、そちらのほうに給付金を出すという制度を行っております。具体的にやはり多いのは准看護師、それから介護福祉士、税理士、管理栄養士、それから歯科衛生士、社会福祉士や、あと公認心理師、こういったところが割と多いんですけども、こういったところを受講してもらいまして、給付金を出すことで資格を持つことによって就職を有利にするという行いのほうを行っているところでございます。

○**橋本障害福祉課長** 障害福祉課長でございます。

ご質問の趣旨と少し合わないかもしれませんが、文京区の取組として、一つ区の取組として申し上げますと、区で仕事を外部に発注するとき、障害者施設でできるという業務に関しては、入札ではなく随意契約でやっているというところがあります。例えば、封筒に書類を入れて発送するとか、あとご存じかもしれませんが、文京区から皆様に送る封筒に点字が打ってあるんですが、あれも区の福祉作業所の方があれを請け負ってやっているとかということがございまして、障害者施設で得意とする分野、障害のある方が働ける、作業できるということについては、区としては優先的に発注させていただいているということがございますので、そういったことを積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**大川企画政策部長** 先ほどの武長委員の補足でございます。

すみません。確かに三つのこの育成基本方針では、職員が身につけるべき必要な基礎的能力としてこの三つが掲げておられました。ただ、この下にそのための実行計画というところが定められておりまして、そこでは育成の基本的な方向性ということで、文京区が目指す職員像のところ、課題に気づき解決に向けて自ら考え行動ができる改革志向の職員というところを掲げて、そ

れに伴う研修体系が定められているということで、ここの三つと直接つながるかどうかなどとちょっと難しいところだと思います。

○**田辺委員** 続けて申し訳ないんですけども、先ほどのお話、ご説明はよく分かりました。ありがとうございます。

あと、追加で希望を申し上げますと、やっぱり福祉施設にいらっしゃる方、それから、明らかに社会的に立場的にお弱いかなど、お母さんのほうですね、母子家庭でそういった資格があればというような方と、あと、そのどちらにも当てはまらないというか、どうしてもエアポケットに落ちてしまうところというのがすごく心配で、どちらにも当たらないような方にも目が向けられるような、きめ細やかなフォローができればいいかなと思って拝聴しておりました。

あと、別のこっちの行財政運営点検シートのほうなんですけれども、僭越ながら一つだけご意見というか、申し上げますと、ICTってあくまでも道具でしかないので、この道具を入れた後にどれだけよくなったか、何がよくなったかとか、どれだけコストが下がったかというような、そういった検証はされていかれるべきかなと。全体を通してなんですけれども、それは見ていて感じたところでございます。特にデジタルデバイドということで、当然ながら世代的にもうスマホが使えるというか、生まれたときからスマホがあるような人たちが今後ずっと人口的にも増えていくとは思いますが、そうはいっても、そうではない方々もやっぱりいらっしゃるということと、あと、私もそれなりにITの機器を使って今まで生活してきたつもりではあるんですが、やっぱり年齢が上がってきますと、見にくいとか、様々に理由があって、ふだんでしたら何でもない操作が、やっぱり疲れていたりですとか、年齢が上がっていくと昔のように使えないということがあって、決してこれから世代が変わっていったからといって、全ての人が常にスマートフォンなりを使って何らかの情報にアクセスできるという状態が維持できるかというところ、そうでもないのかなというところもあるので、当然ICTとか先行的な技術を活用するのも非常に重要だと思うんですが、プラスアルファでそうじゃない人たちをどうしようかなというところまでご配慮いただけるといいかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○**渡部生活福祉課長** 先ほどの就労に関するエアポケットの方のということでございます。区といたしましては、やっぱり様々な窓口を設けて、その中でこういった状態の方がそういった就労で困っているかということのをいろいろ拾い上げていく必要があるとは思っています。当然ひきこもりの方ですとか、あるいは普通に就職がちょっと失業してしまったという方もいらっしゃると思いますので、ひきこもりの方に関しましては生活福祉課のほうで、そういった就労支援を行いつつ、先ほども障害者の方と同じなんですけれども、部分的に仕事を切り分けて会社のほうに就職のほうをお願いするというところも行ってありますし、一般的な就労ですと、例えば経済課のほうでもそういった就労に関する支援等を行っておりますので、委員おっしゃるように、幅広い形で行うとともに、今後、そういった就労に関する支援の方法というのは様々検討していく必要があ

るというふうに認識しております。

以上です。

○**社会長** 事務局。

○**大川企画政策部長** ICTは当然一つのツールだという認識は持っております。ですから、庁内の事務についてシステム化する場合には、当然、費用対効果、また事務量との比較、そういったところについてもしっかりと見えるようにして検討するようしております。また、当然区民サービスにおいては、100%デジタル化というところについては、それはないのかなというふうに思っております。当然デジタルだけではなくアナログというところが絶対まだ必要となっておりますので、完全にデジタル化になるというところとは思っておりません。特に、例を出して区報ですね。区報はもうホームページでも読めるんですね。ましてや今はもう区報を要らないという区民の方もいるんです。もうホームページで見られるからもういいよという方もいらっしゃいます。ただ、やはり何だかんだ言っても一番情報をどこから得るかというのが今でもやはり文京区報なんですね。そうしたところについては、インターネット等で確認する方もおりますし、どうしても紙で町会を通じて配付するというところもあります。ましてやそういうところもう要らないよというような区民の方も若干増えてはきているんですけども、そういったところできちんとデジタルとアナログといったところについては、まだまだこれから双方でやっていかなきゃいけないと思いますし、デジタル化に向けては、やはりデバインド対策というのもしっかりとセットとしてやっていかざるを得ないかなというふうに思っております。

○**社会長** その他いかがでしょうか。全体を通じてでも構いません。

すみません、事務局。

○**瀬尾高齢福祉課長** 前半の武長委員からのご指摘をいただいていた主要課題22ページの高齢者の見守りの権利擁護の中の高齢者虐待等に関する相談件数ということで、こちら確認が取れまして、相談件数ということから、地域包括支援センターのあんしん相談センターでの集計数値、今、システムで計数しているんですが、その数値を使っているので、介護事業者ですとか施設で起こった虐待についてはこちらの件数には入っていないということが分かりました。ただ、高齢者虐待防止法のほうでも、何か明確に養護者からの虐待かそれ以外かというところで別れているために、東京都に報告するときも数値が別れていると。ただ、虐待という事例としては同じなので、こちらに載せるべきなのか、今そこは考えているところなんですけど、今までは相談件数として養護者からの虐待というのを数値として載せてきたというものでございます。

○**武長委員** 武長です。ありがとうございます、調べていただいて。

要するにこの質問の意図は、何が聞きたかったかということ、施設内での虐待とか養護者の虐待とかの峻別がまず数値上測られているかどうかをちょっとはっきりさせたくて、例えばどっちの虐待で、虐待の類型ありますよね、いろんなさっきおっしゃっていた経済的虐待とか身体的虐待とか、いろんな類型が明らかになっていて、その中で、その要因になっているものが、例えば精

神とか8050とか、何かとか何かがあるとなれば、例えばじゃあそういったモデルケースとかで、高齢者虐待の案件を高齢福祉課さんのほうで、これからさっき言った8050とか進めていくに当たって検証しやすくなるかなと思って、そういう数値って把握しておられるのかというところをちょっと確認したかったという趣旨の入り口のところでさっき質問させていただきました。

調べていただいてありがとうございます。また後は追って細かい話はできればと思います。よろしく申し上げます。

○瀬尾高齢福祉課長　すぐに答えられず、大変申し訳ございませんでした。

○辻会長　その他いかがでしょうか。

まだ予定した時間、若干余裕がありますので、皆さんのほうから何か気になることがありましたらご発言いただけたらと思います。

○武長委員　では、続けて。

○辻会長　どうぞ。

○武長委員　時間が余っているということなので、再び武長です。

さっきの職員の育成の話なんですけど、戻っちゃうんですが、改革志向の職員の育成とかということだったら、何か上から既存の組織の中で求められている姿を育てていくというよりも、例えばですけど、360度評価とかあるじゃないですか、民間で。ああいうのとか例えば導入してみると、その既存の近々の内部風土というか、求められている資質以外のもので若手の方のニーズとかも踏まえたような人材が評価システムの中で現れてくるんじゃないかみたいな気もするんです。今のは例ですけど、何か違う評価システムの導入とか、何か工夫する要素がこの3点以外に別に考えられるんじゃないかと思うんですが、その辺りって何か取組とか、これから検討していることとか、何かあるんですかね。

○大川企画政策部長　すみません。ちょっとそこまで私自身が把握しているわけではないので、評価システムの中で、そういった改革志向というところの、何か潜在的なものを見るみたいなイメージですか。

○武長委員　360度評価って、あれですね、上司からだけじゃなくて、下からも見るみたいなことをやると、もともとの上からの視線を気にして、何かやっていたらずっと企業の中の風土がすごくそういう傾向になってくるので、違う角度から評価することで新しい視点を持った人材とか育ってくるかなと。例えばその他の何か取組とか、検討しておられることが庁内であるのかなということを聞いています。

○大川企画政策部長　そうですね。今360度評価、多分これ議会でも言われたことがありますね。こういった評価をしてみてもうどうだというところの意見は議会でも受けた記憶がございます。ただ、ちょっと今のところ区としてはそっちの方式では取り入れていないという状況です。今後そういったところの評価についての研究ということについては、多分検討していくのかなと。職員課のmatterになりますので、そちらのほうにお伝えしたいと思います。

○**社会長** どうでしょうかね。私も公務員制度が専門なんで、まさに今、先ほどから質問のある22ページのところは関心のあるところですけど、今ご質問がありましたけど、施行法上も、人事管理の上の基本は人事評価を基本的に活用してということになるので、多分この改革志向の職員育成というタイトルからすると、それから地公法が改正されてからそんなに時間がたっていないので、この人事評価をどうやって活用しているかというところが本当は1項目あってもよかったのかなという感じがするのが一つですね。

あと、事実上ここ研修のことを書いていますので、研修のことで言うと、結局、今、皆さんご存じのとおり、国家公務員についても地方公務員にしても、なかなか公務をめぐる状況は非常に一般的にも厳しくて、人材離れということも言われていて、どうやったら今いる職員にさらに磨きをかけられるかということと、それから、引き続き志のある人に公務員を志望してもらえるかというのが喫緊の課題になっていて、そうした中で、20年前だと文献のキャッチフレーズの中で文献研修みたいなのをやっていったとすると、今はデジタル化なので、デジタル研修を一つでこにリスキリングその他も入れながら、もう少し組織的に今までとは桁というか、ちょっと規模感の違う本格的な人材育成を進めていったらどうかというのを検討しているような状況になっていますが、この記述を見ると、割と簡単に書いていて、eラーニングとオンライン研修は入っているんですけど、やり方が悪いとeラーニングとオンライン研修は空洞化しやすい。やったことにしてそのまま過ごされる可能性もあるので、もう少し何かこのところ、今年度以後の方向のことに關しても、今後のやり方にしても、もう少し文京区ならではの工夫があってもいいかな、ないしはそういうことで今何かやられていることがあったらぜひご発言いただきたいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○**大川企画政策部長** 研修制度というところではなかなか私がなかなか答えられるところではないんですけども、人事評価制度については、目標申告の中からどういった取組をしたか、その達成度はどうだったかといったところのシートを基に評価制度というのはあるんですけども、この研修の空洞化、確かにeラーニングやオンラインで受けなさいといったときに、ちゃんと受けているかどうか、ちゃんと耳に入っているかどうかというところは、自分なりに感じるころはありますので、確かに空洞化というところであればそういうところもあるのかなと思いますので、それは職員課のほうに情報提供させてください。

○**社会長** どうでしょう。

○**田辺委員** 申し訳ありません。時間がまだ大丈夫ということで。

○**社会長** どうぞ。

○**田辺委員** お答えになれないんだろう、所管が違われるのでお答えになりにくいんだろうなと思いつつ伺うんですけど、この研修の中で人事交流みたいなものはあるんですか。民間企業に出るとか大学さんに行くとか、やっぱり今もお話があったとおり、何かeラーニングとか何かツールを使って、本当に自主的に学習するというよりも、OJTですよ。そういう現場で全く違う

環境を見てくると何か目からうろこじゃないですが、そういった形での研修制度というのは、文京区さんではやっていらっしゃるんでしょうか。

○大川企画政策部長 私の知っている範囲、福祉関係でもしあればちょっと後で教えてください。私の知っている範囲では、例えば東京都への派遣とかいうのはありますし、今まさにDXということであれば、民間の事業者さんが派遣として文京区内に来ていただいているいろいろと見識を深めていただくとともに、我々の職員もそういった企業に派遣をして、そちらで学んでいただいているということは現在でもしております。

○田辺委員 ありがとうございます。

実際、私もITのコンサルとしてある法人さんに出かけたりもするんですが、その場合だと、ともするとやっぱり自治体さんというか、役所の中にITの知識がある人がいないので、民間人が入ると、結局民間人が全部やって終わっちゃってたりして、ナレッジトランスファーがうまくいかないことがあるんですね。ですので、やっぱり区の方が外に出るのがやっぱり一番効果的かなと思われまますので、その辺りもやっていらっしゃることなので、ますますご利用いただければと思います。

○辻会長 事務局のほうで何かありますか。少し気楽にというか、何かあったら後日訂正していただくということで。

○竹越福祉部長 社会福祉協議会さんがいらっしゃいますが、昔は社会福祉協議会の職員を福祉部に派遣してもらっていました。今後、逆に福祉部から社会福祉協議会に職員を派遣するような、人事交流というの也被考えられるでしょう。それ以外に、私自身は23区のことを合同に処理する、特別区人事厚生事務組合があるんですけども、そこに3年ほど派遣されて行っておまして、要は文京区の仕事から外れて23区全体のことを考える立場に立つとまた見方が変わって帰ってくるというの也有ります。そのほか東京都に職員を派遣させて、それは行政部門だったり財政部門に派遣される、国保年金課長の中島は財政当局に派遣されて、そこで東京都の財政を学んで区に帰ってくると、また区の財政の見方も変わってくるとか、そういう自治体間交流というのは現実におこなっているところでありまます。

○辻会長 どうぞ。

○中島国保年金課長 今、福祉部長からご指名いただきまして、私、確かに2年間東京都に行っていたんですが、実は2年前までは、飯田橋のほうにある後期高齢者の広域連合のほうに行っていました。そこは23区だけではなくて市町村も交えて62市区町村の人たちと一緒に仕事をしていたんですけど、やっぱり東京都区部だけよりも、やっぱり市町村、特に市町村なんて島から、それこそ小笠原から、大きなところだと八王子だとか町田とか、いろいろあるものですから、キャラクターがいろいろあるというところがあります。そうすると、同じことを見ている見方が違ったりだとか、あるいはこの後仕事をしていく中で、人脈なんかもすごく広がるんですね。なので、例えば区部の中では結論が出なかったけど支部はどう考えているんだろうとか、そういっ

たところも一つの財産としては学んでこられたところがございますので、そういった意味では、非常に一つの殻から出てほかの世界を見るというのは大きな意味があるのかなというふうに思っているところでございます。

○木村福祉政策課長 私はいろんなところをこうというわけじゃなくて、実は私自体が中途採用で公務員になっているんですね。12年前に、もともとは一般企業でずっと働いていて、それで23区の中でこういったある程度年齢のいった中途採用枠というのがあって、それで入ってきているのは、もう私以外にも、もう100人以上文京区の中にもいるので、管理職になった人間も経験者採用というんですけど、一般企業を経験して採用されて管理職になった人間もいっぱいいますので、そういったのも今まで文京区は取り入れてきたと。そういうのもやってきておりますので、外を見て入ってきた人間もいれば、ここから外を見ていくことも大事だと思います。そういった知を融合させていくとか、そういうのもやっぱり大事なかなと思っているので、そういう意味では、そういったことを今まで文京区はやってきたということがあるということでございます。

○社会長 それこそ僕は文京区は分かんないんですけど、自治体によっては民間企業との交流派遣を割と積極的にやっている団体もあるんですが、結構課題もあって、何かというと、派遣する民間企業のほうが適切に仕事を与えて使ってくれればいいんですけど、結構完全にお客様扱いで、遊ばせて帰ってくるというところがあって、それから、民間企業の立場からすると中途半端な仕事をされて何かミスをされるよりは、まあまあ適当にお客様だから大事にすると称して、結局遊んで帰ってくるというケースが一番、多分期待した研修効果と逆になってしまうというのがあるって、それこそ某広告代理店に出したりとかしたときに、何かそうなって帰ってきたりするようなケースがあったりするのが一つ課題になったりしますと。それから、それこそアメリカなんかでいうと銀行に出したり、銀行から人が来たりすると、逆にそのときに業者との特定の関係ができて、その関係で一定のバイアスがかかってしまうという課題もあって、ただ、いろいろ困難はあるんですけど、基本的に、特にプロパーさん、任期に定めのない形で採用した職員にとっては、それから東京都は比較的恵まれているので、自分たちの中だけで過ごすという課題があるのでいろいろ外を見るという意味でいろんな経験を積んだほうがいいんですけど、それをやるために、今いろいろかなり丁寧にいろいろ研修制度をつくって運営していくというのが改めて求められていて、やっぱり職員、資質向上させていくためには、もうあぐらをかいて公務員集めて、それで単に置いておけばそれで何とかなるんだという時代にはなっていないので、かなり丁寧にいろいろ研修も進めて、キャリア管理もして、大切に戦力になるように育ててほしいなというふうに思っています。今回はこの行財政の中で、担当課がない中で、でも、ただ皆さん職員も研修については志が熱いということが分かりましたので、ぜひ一生懸命今後も自らを磨いていくと同時に、部下の人たちを磨いてほしいなというふうに思います。

よろしいでしょうかね。

それでは、以上で一通り予定しました審議が終了になります。

最後に、次第の3、その他に移ります。

本日をもちまして令和5年度文京区基本構想推進区民協議会の最後の開催ということになります。皆様には非常に区民の関心の高い分野に關しまして的を射た質疑応答をしていただきまして深く感謝申し上げます。事務局のほうも勉強になったと思いますが、私自身もいろいろ勉強になりまして、同時に今日の質疑応答にもありましたが、着実に地味ながらもすべきことはして、日本の最先端、世界の最先端を行けるような、そういうような事業をしっかりと育ててやっていかれてほしいと思いますし、その兆し、傾向もかいま見ることができまして、とても喜ばしいことだと思っております。

皆さんにおかれましては、非常に大変丁寧に議論していただきまして、今後とも文京区をバージョンアップしていくために、お忙しいでしょうが、文京区に積極的にご協力いただきまして、よりよき区政の実現のためにご尽力いただけたらと念願しております。

以上をもちまして私の最後の挨拶とさせていただきます、この後の進行については事務局へお戻しします。

○大川企画政策部長 皆様、本当にありがとうございました。熱心なご意見をいただきまして。今まさに次の総合戦略を策定している過程でございます。いただいた意見につきましては、そちらのほうに反映に努めてまいりたいと思っております。また、本協議会で審議できなかったことや、その他の基本政策の主要課題について、もしご意見がありましたら、前回にお配りしております意見記入用紙のほうで、メール等でも構いませんので、お送りいただければと思います。できますれば11月の2日までに、もし何かありましたらこちらまでご提出願えればと思います。いただいた意見につきましては所管課のほうに伝えさせていただきます。また、本協議会の会議資料として公開をさせていただくという形になりますので、ご了承いただければと思います。

この会議録については、皆様に内容をご確認していただく形になろうかと思っております。後日、郵送またはメールにて送付いたしますので、確認のご協力をお願いしたいと思います。内容の確認が終わり次第、区ホームページ等で公開してまいります。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして区民協議会を閉会いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

また、お持ちいただきました資料は、恐縮でございますが、お持ち帰りいただければと思います。よろしくお願いいたします。